

社会福祉法人 P.P.P.
地域密着型特別養護老人ホーム P.P.P.ブラヴィッシモ！通生
運営規程

第1章 総則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人 P.P.P.が運営する、地域密着型特別養護老人ホーム P.P.P.ブラヴィッシモ！通生（以下「事業所」という。）が行う地域密着型指定介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

2 事業所は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険等の主旨に沿って、地域密着型施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じた日常生活を営む事ができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

3 事業所は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指す。

4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 地域密着型特別養護老人ホーム P.P.P.ブラヴィッシモ！通生

(2) 所在地 岡山県倉敷市児島通生818番地

(利用定員)

第3条 事業所の利用定員は29名とする。

2 入居者の生活の場となるユニットは3ユニットとし、それぞれの定員は9名、10名、10名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に次の職員（兼務を含む）を置く。

(1) 管理者 1名

(2) 事務員 1名以上

(3) 生活相談員 1名以上

(4) 介護支援専門員	1 名以上
(5) 介護職員	1 7 名以上
(6) 看護職員	2 名以上
(7) 機能訓練指導員	1 名以上
(8) 医師（非常勤）	1 名
(9)（管理）栄養士	1 名以上
(10) 調理員（委託）	4 名以上

※ 特別養護老人ホームとショートステイの合計人数です。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超えまたはその他の職員を置く。

（職務）

第5条 職員（兼務）の職務分掌は次のとおり

（1）管理者

事業所の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が指名する職員が管理者の職務を代行する。

（2）事務員

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

（3）生活相談員

入居者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

（4）介護支援専門員

入居者の施設サービス計画の作成、他の専門機関との連絡調整を行なう。

（5）介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

（6）看護職員

入居者の看護及び健康管理、保健衛生の業務に従事する。

（7）機能訓練指導員

入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

（8）医師（非常勤）

入居者の診療及び健康管理、保健衛生等の管理指導の業務に従事する。

（9）（管理）栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

（10）調理員

（管理）栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 設備及び備品等

（居室）

第6条 入居者の居室は定員1名とし、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接

して一体的に設ける。

2 入居者の居室にベッド・家具・ナースコール等を備品として備える。

(共同生活室)

第7条 事業所は、共同生活室兼リビングをいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営む場所として設ける。

(浴室)

第8条 事業所は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽・機械浴槽を設ける。

(洗面所及びトイレ)

第9条 事業所は、各共同生活室に洗面設備やトイレを設ける。

第4章 利用者に対する事業所サービス内容及び利用料等

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

第10条 事業所は、サービス提供の開始に際し、入居申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得たうえで契約を締結する。

(施設サービス計画の作成)

第11条 事業所の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者については把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。

4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の従業員との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握する。

(看取り介護)

第12条 事業所は配置医師により一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断された入居者に対し、本人またはその家族の同意を得て、医師、看護職員、介護職員等協働による看取り介護に関する計画書のもと、随時、本人または家族への説明を行い、同意を得ながら事業所内で看取り介護を行う。

2 事業所は看取りに関する指針を策定し、次のことを行う。

- 1) 入居の際に入居者またはその家族に対して、当該指針を説明し、同意を得るものとする。
- 2) 看取りに関する職員研修を行う。
- 3) 看取りのための個室を確保する。

(社会生活上の便宜の供与等)

第13条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 事業所は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行う事が困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 事業所は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流の機会を確保するよう努める。

4 事業所は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(健康管理)

第14条 事業所の医師又は看護職員は、入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 事業所の医師は、健康手帳を所有している入居者については、その健康手帳に必要事項を記載する。

(利用料及びその他の費用)

第15条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合の額とする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスに係る地域密着型介護施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前項に定める額その他、別表(1)～(3)に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。その場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 前3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

第16条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

第5章 運営に関する事項

(衛生保持)

第17条 入居者は、生活環境保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力していただくものとする。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第18条 入居者は、事業所で次の行為を行わないものとする。

- 1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4) 指定した場所以外で火気を用いること。

- 5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 6) 事業所の指定した場所以外で喫煙すること。

(従業者の服務規程)

第19条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- 1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。
- 2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- 3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(衛生管理)

第20条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために次の措置を講じる。

- 1) 3ヶ月に1回以上、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催する。
- 2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための従業者への研修の実施及び周知を徹底する。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第21条 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び関係機関に連絡をする等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第22条 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

2 事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにとることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

3 事故発生防止のための委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行う。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 事業所は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、従業者及び入居者等に

対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

第8章 記録の整備

(記録の整備)

第24条 事業所は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存するものとする。

第9章 その他運営に関する項

(個人情報等の保護)

第25条 事業所及び従業者は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(苦情処理)

第26条 事業所は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業所は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、岡山県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(身体拘束の禁止)

第27条 事業所は、入居者の自由を制限するような身体拘束は行わない。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

(掲示等)

第28条 事業所内の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第29条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 事業所は、居宅介護支援事業者又は従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介するこ

との代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設の退所者を紹介する代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(地域との連携)

第31条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第32条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月 1日より施行する。

この規程は、令和 1年10月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年12月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年10月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 2月 1日より施行する。

この規程は、令和 8年 8月 1日より施行する。

別表

(1) 1日あたりの居住費（光熱水費及び室料）

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居住費（1日分）	2,650円	880円	880円	1,370円	1,470円

(2) 1日あたりの食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する費用 (1日分)	1,800円 朝食 480円 昼食 670円 夕食 650円	300円	390円	680円	1,420円

(3) 介護サービス提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用

ア) 入居者の希望により、身の回りの品として日常生活に必要なものを提供する場合は費用

（歯ブラシや化粧品等）

実費

イ) 入居者の希望により、教養娯楽費として日常生活に必要なものを提供する場合は費用

（クラブ活動等の材料費）

実費

ウ) 一定の要件下での預り金の出納管理の費用

実費

エ) 理美容サービス

実費

女性		男性	
カット	1,800円	カット	1,600円
顔そり	500円	顔そり	500円
シャンプー	1,100円	シャンプー	800円
毛染め	3,300円	毛染め	2,700円
パーマ（カット込）	6,600円		

オ) 嗜好品の購入費用

実費